

第一〇章 災害と厚生

第一節 災害と対策

一 項 過去の災害

享保九年（一七二四）大日照りで島中田一一町歩植付できず。九月月上旬高潮で島中海岸二四一カ所破損す。
享保十四年（一七二九）大日照り八月・九月大風吹き作物できず。
享保十七年（一七三二）うんか大発生、島中年貢一切不納となる。
寛政四年（一七九二）七月二十六日大風吹き盛村で七、八軒吹き倒された。
文化六年（一八〇九）大日照りで三月から七月まで雨降らず米大不作。
明治二十七年（一八九四）井田浜新田欠壊し、海水浸入す。
明治三十三年（一九〇〇）井田浜新田再度欠壊し海水浸入す。
明治三十七年（一九〇四）大千ばつを受け、水田に野井戸を造りはじめ。瀬戸では洪水発生す。
大正五年（一九一六）台風おそう、井口二番浜堤防欠壊す。
大正七年（一九一八）井口三左川欠壊により砂利流出、これを盛口村役場敷地造成に利用す。
大正十二年（一九二三）大千ばつのため大山祇神社で一〇〇〇人踊りの雨乞いを行う。

昭和九年（一九三四）井口本川下流欠壊のため大新田水害をうける。

昭和二十年（一九四五）九月十七日二十二時枕崎台風おそう（最低気圧九二五、二ミリバール、風速一六メートル、降雨量、一三八ミリ、波止浜観測所調べ）

昭和二十一年（一九四六）七月二十九日十九時五十六分台風おそう（最低気圧九八三、七ミリバール、風速二四メートル降雨量五三ミリ、波止浜観測所調べ）

昭和二十四年（一九四九）六月二十一日四時十七分テラ台風おそう、（最低気圧、九八八、四ミリバール、風速二一メートル、降雨量一四二ミリ、波止浜観測所調べ）

この年から台風の名称がアメリカ式のものとなった。水田、畑に被害あり、瀬戸崎村で九カ所盛口村で四カ所、計二三カ所の海岸内堤防の災害復旧が工事費二七〇三万八〇〇〇円で国庫補助事業により復旧することとなった。
昭和二十五年（一九五〇）九月十三日〇時十六分キジヤ台風上陸（最低気圧九九三、六ミリバール、風速一一、五メートル、降雨量六七、一ミリ、波止浜観測所調べ）

瀬戸村下新田、出口川河口の堤防、宮下新田の丁度お宮の下の堤防、甘崎では小又新田中央の夜灯のあった堤防が欠壊し、いずれも県道附近まで浸水し、井口、盛部落でも新田及び低い耕地はほとんど冠水し、家屋三〇数戸が床上浸水し、瀬戸崎村は災害救助法の適用を受ける被害となった。この災害で、瀬戸崎村で一五カ所盛口村で四カ所計

一九カ所の海岸、河川の堤防が欠壊或いな崩壊し、堤防等の災害復旧費三九、九一二千円に査定決定された。

昭和二十六年（一九五一）十月十四日二十四時、ルース台風おそう（最低気圧九六八、四ミリバール、風速一九、六メートル、降雨量五九ミリ、波止浜観測所調べ）

連年の災害で、キジヤ台風の傷跡もいえぬうちに追討ちにやられ、瀬戸崎村で七カ所盛口村で一六カ所の堤防や

道路が欠壊し、家屋をはじめ、水田、畑も浸水した。堤防、道路の復旧費は前年災害を上廻り四八、五五七千円が査定決定された。

昭和二十七年（一九五二）六月二十三日十八時ダイナ台風があったが、瀬戸崎・盛口とも大きな被害はなかった。昭和二十九年（一九五四）九月八日（一三三号）十三日（二二二号）二十六日（一五五号）と相次ぐ台風に襲われ、この地方にとって戦後最大の台風であった。

甘崎小又新田をはじめ、甘崎大新田、下地田、多々羅各新田が欠壊し、瀬戸でも宮下新田が欠壊、満潮時には、瀬戸・甘崎の県道は、海水浸水のため交通途絶となった。

盛口村でも三番浜堤防をはじめ、殆どの堤防が欠壊或は、欠壊寸前の状態となり、新田に魚が泳ぐありさまで村中総出で炊出しをやりながら、人力で土俵を築き潮の仮締切りを行った、家屋の浸水も甚だしく、崩壊寸前の家や、壁の落ちた家等、又、新田は土砂が流出、流入し、仮締切後ほっとする間もなく家屋や耕地の復旧に励んだ。勿論災害救助法の適用となりいろいろの救助物資が送られてきた。

瀬戸崎村で一三カ所、盛口村で一カ所計三四カ所の堤防、道路が被災し、この復旧費が九三、三五〇千円と査定決定された。その他農道水路や、農地復旧費も二五、五〇〇千円が決定され、秋祭りもせずに、復旧に明けくられた。昭和三十年、三十一年、三十二年、三十三年、毎年台風がおそったが、大した被害はなかった。

昭和三十四年（一九五九）八月四日六号台風により、県道井口、盛線（泊）が交通途絶、その他道路水路等にも被害があったが堤防欠壊カ所はなかった。

昭和三十五年（一九六〇）七月七・八日の豪雨（九六、二ミリ）により村内全域の農道、水路の欠壊やがけくずれがあり農林省災害査定で三〇カ所事業費九、〇九〇千円が、建設省査定で竹下川他四カ所で一、四七〇千円が査定申請された。

定された。

又八月二十九日の台風により井口港、盛漁港にも被害があった。

昭和三十七年（一九六二）六月八日の豪雨（八二、四ミリ）により建設関係一カ所三〇〇千円、農林関係二一カ所四、四八九千円の災害復旧費が査定された。七月二十七日の台風では港湾関係二カ所、九九一十千円が査定された。

昭和三十八年（一九六二）八月八、九日の九号台風にもなう豪雨により農林関係一九カ所、四、八三九千円、建設関係では、県管理海岸六カ所の応急工事も含め一三、〇〇〇千円、町管理海岸一一カ所、八、七一〇千円が査定申請された。

昭和三十九年（一九六三）六月二十六日から二十七日にかけての豪雨（九八ミリ）により農林関係一三カ所、二、〇二六千円の災害復旧費が決定された。

豪雨のあと、七月にはいつて雨が降らず七月二十二日より八月二十二日まで一滴の雨も降らず、七月・八月の二カ月でわずか八、二ミリの雨しか降らず、水田、果樹のかがい用水をはじめ、飲料水も断水状態が続いた。これのため各地区で井戸掘りや、かん水用ポンプを設置しかんがい用水の確保につとめた。これら施設に対し干害応急対策として国・県の補助対象事業もあった。又、九月二十五日の台風により港湾関係の護岸に被害があった。

昭和四十年（一九六四）七月四日の豪雨により農林関係施設九四カ所にのぼる多くの箇所が欠壊或は崩壊し、三回に分けて災害査定され、総額六〇、五三四千円の復旧費が決定された。建設関係でも竹下川をはじめ八カ所、六七九六千円が決定された。又、九月十日の台風では、甘崎港（学校下）防波堤をはじめ四カ所二一、五四六千円の復旧費が決定された。

昭和四十一年（一九六五）九月二十四日の豪雨により、農林関係二二カ所、六、一四六千円、建設関係二カ所、一、

七二千四円の復旧費が決定された。

昭和四十二年（一九六六）七月九日一三六ミリという近年にない豪雨に見舞われ午後には時間雨量四〇ミリに余るうつつような雨となり、各河川、水路ははらんし、交通途絶の状態となった、特に盛地区がひどく、人越敷の谷は、ひと谷ぐつすり流されもとの面影はなくなってしまうという大雨で、盛部落内を流れる竹下川も上流から下流までズタズタになり、河川ぞいの家屋は一部避難した。この豪雨は大三島の北部がひどく大三島町でも肥海が特に被害が多かった。

上浦町の被害総額は三億四千六百万円で家屋半壊七戸、床下浸水一六〇戸、田畑の流埋没九ヘクタール、冠水は八〇ヘクタールに及び、県道・河川・農道・水路・溜池等の復旧費二億三千六百万円にのぼった。

豪雨のあとは雨も降らず復旧につとめていたが七月十二日より十月五日まで八六日間で僅か五四、二ミリしか降らず水害復旧もそこそこに干害対策に頭を痛めた。三十九年の干ばつとは比較にならないひどいもので、主幹作物のみかんが全地区とも枯死寸前の状態となり、必死で水の確保につとめた、井戸の新設、ポンプの増設等、国・県の補助対象となった。応急対策費が一六八施設一八〇〇万円余りとなった。九月にはいればめぐみの雨があるかと期待していたが、焼石に水程度の雨で涼しくなるまで雨は降らず、小玉みかん（キクみかんともいわれていた）しか収穫出来ず、水害と干ばつの二重パンチで、みかん農家は再起不能の状態に追込まれた。

昭和四十三年（一九六七）七月二十八日の四号台風により井口港、上浦港の護岸の一部に被害があった。

昭和四十四年（一九六八）六月三十日の豪雨により農道、水路一カ所六〇〇三千元、甚六田川他建設省関係八カ所一八、一〇九千円の災害復旧費が査定決定された。

昭和四十五年（一九六九）八月二十一日の台風一〇号により、井口港棧橋、盛漁港棧橋とも大破沈没し、盛棧橋は

復旧不能となり、新設したのをはじめ、井口一番二番浜の堤防欠壊、三番四番浜の堤防崩壊等、九五、三三六千円の復旧費が査定決定された。

昭和四十六年（一九七〇）大きな災害はなく、盛漁港護岸が一カ所破損しただけですんだ。

昭和四十七年（一九七二）八月二十一日、二二二ミリの豪雨により、町門各地に被害があり、四十二年水害と逆に瀬戸・甘崎地区の被害が甚だしかった。

甘崎永江川・瀬戸八股川・出走地獄谷川は全線ズタズタとなり、山の松の木が海まで流れ出るといふ惨状で前記河川をはじめ各河川が土砂流出し、部落附近では土砂がたい積、土砂除去きに追われた。

建設関係で県・町管理あわせ四〇カ所一億三千六百万円、農林関係一二八カ所一億二千一百万円、林野治山区堤及び林道三カ所三〇〇〇万円、厚生関係で水道施設一カ所四三〇万円の公共施設災害があり、果樹の流埋没は調査の結果三千数百本が流失或は埋没し、冠水は六〇ヘクタールに及び島しよ部では今までにない雨量の災害であった。このあと九月八日に上浦町で八四ミリの追打ちの雨がしたがこの時今治市や玉川町等陸地部では三〇〇ミリに近い豪雨となり、死亡者や行方不明者等の被害もある大災害となった。

昭和四十八年（一九七三）六月二十六日から二十七日にかけ八〇ミリに余る雨がしたが大きな被害はなかった。七月四日から八月十四日の間一滴の雨も降らず、七月・八月で僅か六、五ミリの雨でまたまた干ばつ被害があった。災害は忘れたころにやってくるといわれていたが、忘れるどころか毎年、台風が水害か、干ばつかに見舞われ、災害とその復旧に明けくれし、何時果てるともなく続く状況である。

二項 上浦町社会福祉協議会（社会福祉法人）

社会福祉法人認可、昭和四十八年十一月十六日、登記完了、同、十二月十八日